

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要とされています。

ただし、個人情報保護法第23条第4項第3号において「個人データを共同で利用する場合であって、共同して利用される個人データの項目、利用目的及び個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないこととし、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（データ）を他に提供できるとされています。

当組合が保有する個人情報（データ）について、共同での利用する事業は、以下のとおりです。

1. 健康診断事業

1	共同利用する趣旨 被保険者（社員）の健康管理を考える上で、健康診断を事業主と共同で実施することは効率的、効果的である。そのため、個人情報（データ）等を事業主と共同で利用します。
2	共同利用する個人（データ）の項目 健診票、問診票、保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、事業所名、生活習慣に関する情報、健診受診日、健診機関名、健診値、所見、判定結果、指導事項
3	共同利用者 ○ナイスグループ健康保険組合 保健事業担当者 ○被保険者が属する事業所の健康診断担当者
4	共同利用目的 健診結果に基づいて行う被保険者への事後指導等を効果的に行うため
5	個人情報の管理について責任を有する者 ○ナイスグループ健康保険組合 常務理事 ○被保険者が属する事業所の健康診断を統括する者

2. 特定保健指導

1	共同利用する趣旨 特定保健指導対象者の疾病予防を考える上で、特定保健指導を健保連神奈川連合会と共同で実施することは効率的、効果的である。そのため、個人情報（データ）等を健保連神奈川連合会と共同で利用します。
2	共同利用する個人（データ）の項目 保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、健診結果数値
3	共同利用者 ○ナイスグループ健康保険組合 保健事業担当者 ○健保連神奈川連合会 共同設置保健師
4	共同利用目的 特定保健指導を効果的に行うため
5	個人情報の管理について責任を有する者 ○ナイスグループ健康保険組合 常務理事 ○健保連神奈川連合会 健保組合支援共同事業を統括する者

3. 高額医療費給付に関する交付金交付事業

1	<p>共同利用する趣旨 健康保険組合と健康保険組合連合会では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。</p>
2	<p>共同利用する個人（データ）の項目 ○診療報酬明細書（調剤を含む。以下「レセプト」と言う。）の写し ○請求金額が1千万円以上のレセプトは、レセプト記載データの全ての項目 ○当該レセプトの患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」</p>
3	<p>共同利用者 ○ナイスグループ健康保険組合 交付金交付事業担当者 ○健康保険組合連合会 高額医療グループ ○健保連の業務委託先 (財)日本生産性本部ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社</p>
4	<p>共同利用目的 当健康保険組合においては、高額医療費交付金を健保連に申請するためにレセプトデータを利用する。 健康保険組合連合会高額医療グループにおいては、当該申請のチェックを行い適正な交付を行うために利用する。また、特に高額である月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主傷病名等を公表することにより、医療費高額化傾向を訴えていく材料とする。</p>
5	<p>個人情報の管理について責任を有する者 ○ナイスグループ健康保険組合 常務理事 ○健康保険組合連合会 組合支援事業部長</p>